

名谷駅美装化・リニューアル事業

要求水準書

名谷駅美装化・リニューアル工事，
駅ビル北館新築工事，名谷駅前詰所解体撤去工事編

令和3年2月17日

神戸市交通局

【 目 次 】

I. 総則	1
1. 要求水準書の位置づけ	1
2. 業務における留意事項	1
3. 業務従事者の遵守する事項.....	2
4. 遵守すべき法規制等.....	2
5. 事業関連資料等の取扱い.....	5
6. 交通局の担当職員.....	5
7. 交通局の完成検査.....	5
II. 事業提案に関する要求水準	6
1. 設計業務.....	6
2. 工事業務.....	13
3. 工事監理業務	17
III. 添付資料	19
図 1	19
図 2	20
図 3	21
図 4	22
図 5	23
表 1	24

I. 総則

1. 要求水準書の位置づけ

(1) 要求水準書の目的

本書は、神戸市交通局（以下「交通局」という。）が、名谷駅美装化・リニューアル工事、駅ビル北館新築工事及び名谷駅前詰所解体撤去工事の設計業務・工事業務・工事監理業務（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、本業務の業務遂行について、交通局が事業者に要求する業務水準を示すもので、本業務の入札参加希望者を対象に配付する「入札説明書」と一体のものである。

(2) 要求水準書の変更

交通局は、本業務の事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の見直し及び変更を行うことがある。

要求水準書の変更に伴い、業務内容に変更が生じるときは、本業務の契約書の規定に従い所定の手続きを行うこと。

(3) 設計変更

交通局は、必要があると認める場合、事業者に対して、工事の設計変更を要求することができる。また、事業者は、設計変更の必要性が生じた場合は、交通局の事前承認を得たうえで設計変更を行うことができる。その場合、当該変更により追加的な費用（設計費用及び工事費等）が発生したときは、本業務の契約書に定めるところに従い、交通局又は事業者が負担するものとする。一方、費用の減少が生じたときには、本業務の対価の支払額を減額する。なお、事業者は設計変更の内容がわかる資料（図面、積算数量資料等）を作成し、交通局に提出すること。

2. 業務における留意事項

本業務の遂行にあたっては、次の事項に留意すること。なお、各業務における留意事項については、別途記載する。

(1) 適正な施工計画

- ① 本業務の取組の基本方針及び交通局の意図を十分に考慮し施工計画を作成する。
- ② 施工計画においては、事業を確実に遂行できるスケジュールを組む。
- ③ 事業実施にあたっては、施工計画を確実に遂行できる体制を構築する。
- ④ 駅・駅関連施設運営に支障の無い施工計画とする。
- ⑤ 旅客に影響の少ない施工計画とする。

(2) リスクへの適切な対応

本業務の契約書に定める内容に従い、予想されるリスクへの対応策については、あらかじめ十分な検討を行い、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じること。

(3) ユニバーサルデザインの推進

すべての人が利用しやすい施設を目指し、本業務を行う。

3. 業務従事者の遵守する事項

本業務に関係する業務従事者（事業者及び事業者から業務を受託するその他の業務従事者等。以下「業務従事者」という。）は次の事項に従うこと。

- ① 業務従事者は、互いに打合せを十分に行い、本業務を円滑に進める。
- ② 業務従事者は、本業務の対象が公共交通の用に供する施設や不特定多数の利用者がする施設であることを踏まえ、適切な利用環境の維持に配慮し、交通局と十分に協議して、本業務を実施する。
- ③ 業務従事者は、本業務の実施にあたって、交通局と協議した場合には、その打合せ議事録を作成・保管し、交通局からの指示があるときは、当該打合せ議事録を提出する。
- ④ 業務従事者は、上記以外に近隣への対応、当該所轄官庁への許可申請、届出、協議等を行った場合には、その打合せ議事録等を作成・保管し交通局からの指示があるときには、当該打合せ議事録等を提出すること。

4. 遵守すべき法規制等

本業務の遂行に際しては、各業務の内容に関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本業務の要求水準と照らし合わせて適宜適用すること。

なお、次の記載の有無に関わらず本業務に必要な法規制を遵守することとし、適用法令及び適用基準は、最新版を遵守すること。

(1) 法令等

- ・ 鉄道事業法
- ・ 鉄道営業法
- ・ 建築基準法
- ・ 道路法
- ・ 建設業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 電気事業法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 建築士法
- ・ 電気工事士法

- ・計量法
- ・駐車場法
- ・自転車法
- ・建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ・高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・石綿障害予防規則
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令

（２）条例等

- ・兵庫県建築基準条例
- ・兵庫県福祉のまちづくり条例
- ・兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- ・神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例
- ・神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例
- ・神戸市建築基準法施行細則
- ・神戸市火災予防条例
- ・神戸市水道条例
- ・神戸市下水道条例
- ・神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する条例
- ・神戸市グリーン調達等推進基本方針
- ・神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例
- ・神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例
- ・神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例
- ・神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例
- ・神戸市建築物に附置すべき駐車施設に関する条例

（３）参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては，次の基準類を適用するものとする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）。なお，基準類はすべて最新版が適用されるものとし，事業期間中に改訂された場合は，改訂内容への対応について協議を行うものとする。

1) 一般事項としての基準類

- ・建築工事設計図書作成基準・建築設備工事設計図書作成基準及び同解説（公共建築協会編）
- ・神戸市バリアフリー道路整備マニュアル
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/universal/road/bf.html>
- ・建築ユニバーサルデザインガイドライン（神戸市編）

- ・ バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編（国土交通省） ※名谷駅美装化・リニューアル工事にのみ適用
 - ・ 神戸らしいまちなかサイン ガイドライン（神戸市編）
 - ・ 神戸市建築電気設備設計図書作成要領（神戸市編）
 - ・ 神戸市建築機械設備設計図書作成要領（神戸市編）
 - ・ 建築設備計画基準（公共建築協会編）
 - ・ 建築設備設計基準（公共建築協会編）
 - ・ 建築設備設計計算書作成の手引（公共建築協会編）
 - ・ 神戸市給水装置工事施工基準
 - ・ 神戸市排水設備指針と解説
- 2) 構造設計上の基準類
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
 - ・ 建築構造設計基準の資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
 - ・ 日本建築センター指針
 - ・ 日本建築学会各種基準
- 3) 積算上の基準類
- ・ 建築数量積算基準・同解説（建築コスト管理システム研究所編）
 - ・ 建設物価及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）
 - ・ 積算資料及び建築施工単価（（一財）経済調査会発行）
- 4) その他指定する仕様書，詳細図等
- ・ 神戸市高速鉄道実施基準（鉄道土木施設編） ※名谷駅美装化・リニューアル工事にのみ適用
 - ・ 神戸市高速鉄道実施基準（鉄道電気施設編）
 - ・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編（公共建築協会編）
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書 建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編
 - ・ 建築工事監理指針，電気設備工事監理指針，機械設備工事監理指針
 - ・ 建築改修工事監理指針
 - ・ 建築工事標準詳細図
 - ・ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編・機械設備工事編
 - ・ 建築工事施工チェックシート，電気設備工事施工チェックシート，機械設備工事施工チェックシート（公共建築協会編）
 - ・ 建築保全業務共通仕様書及び同解説
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
 - ・ 工事写真の撮り方 建築編（公共建築協会編）
 - ・ 内線規程（社団法人 日本電気協会 需要設備専門部会編）
 - ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
 - ・ 建築設備耐震設計・施工指針
（国土交通省国土技術政策研究所，独立行政法人建築研究所監修）
 - ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・ 神戸市 建築工事補足標準仕様書
 - ・ 神戸市 建築工事特記仕様書

- ・神戸市 建築改修工事特記仕様書
- ・神戸市交通局 補足共通仕様書（高速鉄道工事1）※名谷駅美化・リニューアル工事にのみ適用
- ・神戸市交通局 補足共通仕様書（高速鉄道工事2）※名谷駅美化・リニューアル工事にのみ適用
- ・神戸市グリーン調達方針
- ・神戸市工事監督規定
- ・神戸市 建築工事請負人チェックリスト

5. 事業関連資料等の取扱い

- 1) 交通局が提供する図面等の資料等は、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
- 2) 事業者は、提供された資料等を本業務に係わる業務以外で使用しないこと。不要になった場合には、速やかに返却すること。
- 3) 事業者は、提供された資料等を複写等した場合には、不要になった時点で速やかにすべて適切に廃棄すること。

6. 交通局の担当職員

交通局は、本業務を担当する総括係員、主任係員及び担当係員を置き、事業者に通知する。係員は指示、承諾、協議、検査等の職務を行うものとする。

7. 交通局の完成検査

交通局は、事業者による工事検査終了後、交通局が定めた検査員により、事業者立会いの下で完成検査を実施する。事業者は、検査を受ける場合はあらかじめ、成果物、打合せ記録、その他検査に必要な書類等を整備しておくこと。

Ⅱ. 事業提案に関する要求水準

1. 設計業務

(1) 基本事項

1) 業務の範囲

事業者は、名谷駅美装化・リニューアル工事、駅ビル北館新築工事、名谷駅前詰所解体撤去工事を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、実施設計業務、その他付随する業務（調査、調整、報告、申請、検査等）を含むものとする。

2) 業務着手前の書類の提出

事業者は、設計業務着手前に着手届、管理技術者通知書、業務計画書、業務工程表を作成し、交通局に提出すること。提出書類の内容を変更する場合はその都度交通局に変更に係る書類を提出しなければならない。また、設計業務の進捗状況に業務工程表との相違が生じた場合は、速やかに修正した業務工程表を交通局に提出すること。

3) 設計内容の協議

事業者は、設計内容の検討について、交通局と協議しながら行うものとする。協議の方法、頻度など詳細についてはあらかじめ事業者と交通局の協議により定めるものとする。

4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、業務工程表に基づき定期的に交通局に対して設計業務の進捗状況の報告を行うとともに、書類・図書等を提出すること。

5) 設計業務における管理技術者（業務の管理及び統括等を行う者で事業者が定めた者）の資格要件は建築士法による一級建築士とする。

(2) 基本方針

1) 設計計画の妥当性

交通局の要求する工事完成時期に合わせ、確実に各工事が完了する確実性、妥当性の高い設計とすること。

2) 環境負荷低減への配慮

二酸化炭素排出量の削減に貢献するよう配慮すること。

リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮すること。また、「神戸市の公共建築物における木材利用促進に関する方針」に基づき、積極的な木材の利用を図ること。

3) 安全性・機能性・耐久性・経済性に配慮した設計とすること。

4) その他

設計にあたっては、周辺の建物や設備機器等への影響が極力少なくなるように配慮すること。将来の維持管理、機器更新を考慮した設計を行うこと。また、周辺との調和のとれた外観にすること。

(3) 設計概要・条件

1) 業務の内容

・名谷駅美装化・リニューアル工事、駅ビル北館新築工事、名谷駅前詰所解体撤去工事に係

る基本設計・実施設計，積算，各種申請書類の作成・申請手続き

2) 名谷駅美装化・リニューアル工事の設計

リニューアルに必要な最低限の機能については，現状の活動状況をベースとし，原則として下記の項目を順守の上，提案すること。

①リニューアル計画の必須要件 図1参照

- ・視認性の良い場所へのエスカレーター設置（1階～2階間）

旅客や駅務員の動線や視線の妨げにならない位置で検討すること。設置位置に電力・幹線・給排水管などの支障物がないか，現地調査や竣工図にて確認のうえ計画すること。設置するエスカレーターの仕様については，必要な輸送能力等を検討し計画する。なお，エスカレーターを設置することにより，通路有効幅員が1,500mm以下にならないようにすること。

- ・駅出入口位置の変更

南北の出入口は現状のままとし，位置の変更は認めない。西の出入口2カ所については，1カ所に集約すること。

- ・テナント面積は1,700㎡以上とすること。
- ・電動シャッター（W7,220*3,950）の更新（1カ所）
- ・案内サイン等の設置・更新

現状の機能を維持し，神戸らしいまちなかサインガイドライン参照のもと，駅利用者に対し駅施設内を案内するとともに，駅周辺施設の利用者に対しても切れ目のない案内を行うため，バス乗り場，タクシーロータリー，周辺の公共施設等へのわかりやすく見やすい案内サインを計画すること。また，4か国語表記や点字表記にする等，ユニバーサルデザインに配慮すること。

- ・吹抜けの設置

西側出入口上部は，駅出入口位置の変更に伴う階段撤去後，吹抜け空間とする。

改札上部は現状のまま吹き抜け空間とする。

両吹き抜け空間とも2階共用部には壁を設けず，1階と連続性を持たした空間とする。

ただし，手摺を設置する等安全には配慮した計画とすること。なお，吹抜け設置に伴う防火シャッターの設置等も計画すること（現在駅ビルは1～2階で防火区画している）。

- ・2階トイレのリニューアル

2階内で位置の変更も可能とする。多機能トイレも設けること。入口に段差を設けない等バリアフリーな計画とすること。

②リニューアル計画における条件，注意点等

- ・リニューアル計画の範囲

原則として柵内（ラチ内）コンコース，プラットフォーム（後述のエスカレーター設置に伴う工事は除く），屋上，外壁（後述の駅出入口位置変更に伴う工事は除く）はリニューアル計画の対象外とする。その他部分の床・壁・天井等のリニューアルは計画してよい。

- ・既設駅機能（上水・下水・ガス・空調設備・消火設備等）及び列車運行に係る設備に影響なきよう，計画・設計・工事を行うこと。列車運行に係る設備の移設等を計画する場合は交通局と協議し，移設等が可能か検討すること。なお，その場合の費用は全て本業務に含むものとする。
- ・共用部は，単なる通路等としての空間ではなく，パブリックベンチを設置する等，休憩や人々

の憩いの場として利用できるよう工夫すること。

- ・ 駅ビル北側の建具等に防火措置を講ずること（駅北側道路が駅ビル北館敷地となり、隣地境界線から延焼ラインが発生する為）。
- ・ 上階に給排水設備を計画する際は、階下の駅諸室やテナント等への漏水防止措置を行うこと。
- ・ 駅既存階段及び柵内トイレの電灯盤、換気制御盤の移設については可能なものとする。ただし、工事により柵内トイレが一時的に使用不可となる場合は仮設トイレを設置するなどの対応を行うこと。
- ・ 店舗整備や共用部改修に伴いインフラ増強の必要がある場合は、増径及び新規引き込み工事、コマ下げ工事を行い、全て本業務に含むものとする。
- ・ 店舗の整備において、既設駅機能（上水・下水・ガス・空調設備・消火設備等）と共有していた合流及び分岐流用していた既設箇所については、店舗専用系統としての系統分けを行い、駅営業等に影響なきよう、計画・設計・工事を行うこと。
- ・ 一般電源と鉄道電源（鉄道事業に供する電源として別途引込・契約を行うもの）の区分を明確にすること。駅施設にかかる電源は鉄道電源で受電しているため、原則として変更できない。変更を計画する場合は交通局と協議し、変更が可能か検討すること。なお、その場合の費用は全て本業務に含むものとする。
- ・ 排水管については駅ビル新築時の排水管を現状も利用しているため、現状よりもテナント数が増えるよう計画するのであれば、排水容量などを計画したうえで新設を検討すること。また、駅ビルと鉄道で給排水管、また防災設備に必要なインフラ等も可能な限り分離するよう計画すること。
- ・ 既存防火シャッターについては提案内容に合わせて建築基準法・消防法等に適法となるよう計画すること。
- ・ 駐車場、駐輪場

要求水準書（施設運営計画作成及び統括マネジメント業務編）Ⅱ.3.（1）.5）による。

③建築電気設備改修

イ. 受電設備

提案内容に合わせて電気容量を再検討し、既設電気室及び高圧引込設備を更新すること。

また、非常用発電機が必要な場合は新設すること。

受電容量の変更については電力事業者と事前に協議すること。

ロ. 幹線・動力設備

改修・更新すること。

ハ. 照明コンセント設備

改修・更新すること。なお照明器具はLED型とし、省エネに配慮したものとする。

ニ. 自動火災報知設備

駅ビル部分を単独で新設し、火災受信所を設定し設置すること。なお、北ビルの自動火災報知設備と合わせて監視体制等を検討し、設置すること。

既設の駅長室設置の受信機は改修とし、警戒エリアの整理をすること。駅ビル・北ビルの移報を相互に受信すること。各種警報についても整理すること。

ホ. 非常放送設備

駅乗客案内用放送設備のエリアについて整理し、駅ビル部分は別途放送設備を火災受信

所等に設けること。

へ. 通信設備

インターネット回線・電話回線・テレビ等の引込みは、駅施設と駅ビルの区分を明確にするため、既設を改修し、駅ビル専用として引込み設備を新たに設けること。

ト. その他

必要な電気設備の改修・更新を行うこと。

④用途変更に伴う申請について

既存駅ビルリニューアルの計画によっては、テナント区画等の変更に伴う「用途変更の手続き」が必要となる可能性がある。特殊建築物（本業務では建築基準法施行令第115条の3第3号に該当）となる部分の合計が200㎡を超えると用途変更の申請が必要となり、用途が変更される部分（特殊建築物に該当しない用途も含む）については建築基準法第87条第2～4項が適用されるので全て審査対象となる。

名谷駅の用途変更申請時には既存不適格調書の添付が必要になる（建物全体。建築基準法対象外エリアは除く）。既存不適格調書の作成は本業務に含み、調書作成時に判明した既存不適格等についてはその時点で対応を判断し、必要であれば追加業務として設計変更を行う。

3) 駅ビル北館新築工事・名谷駅前詰所解体撤去工事の設計

建物に必要な最低限の機能については、原則として下記の項目を順守の上、提案すること。

また、神戸市建築物総合環境評価制度（CASBEE 神戸）における特定建築物の環境配慮の評価はAランク以上とする。

①駅ビル北館の規模・概要 図2参照

・敷地

敷地西側は「ゆずりは橋」及び同橋下で接道しており、北側及び東側は接道、南側は名谷駅の敷地である。敷地は現在道路区域となっているが、敷地境界は図2のとおり想定しており、道路管理者と区域変更の協議・手続中である。

・構造、規模

延床面積約2,100㎡程度（うちテナント等専用面積は1,500㎡以上とする）。建物構造は鉄骨造または鉄筋コンクリート造の地上3階建てとし、2階床レベルにて隣接する「ゆずりは橋」と接続する計画とすること。なお、この場合は1階及び2階（ゆずりは橋接続階）が避難階となる。ゆずりは橋との接続における渡り廊下等の構造物は、エキスパンションジョイント等により構造上分離し、詳細な接続方法については道路管理者との協議により決定する。

・必要諸室等

イ. 3階にオフィス施設約300㎡、保育・託児施設約200㎡を計画すること。

なお、上記諸室の配置計画及び共用部との間仕切壁の設置までを本業務とし、内装仕上げ等は別途工事にて行うが、共用部含む施設配置計画において配慮し、設備配管等のシャフトも計画すること。

ロ. 要求水準書（施設運営計画作成及び統括マネジメント業務編）Ⅱ.3.（1）.4）及び5）を満足する計画とすること。

・必要設備等

・エレベーター

- ・換気設備

目線高さよりも上部に設置する等、通行者などへの配慮とした計画として屋上設置は可。ただし、厨房等の臭気・油脂を含んだ排気は排出先の面は人通り等を考慮し、臭気・油脂を除去するためのグリスフィルタの設置等を検討すること。施設周辺に対しては運用上の検討は必要となる。

- ・通信設備

インターネット回線・電話回線・テレビ等の引込を設置すること。

- ・案内サイン等

わかりやすく見やすい案内サインを計画すること。特に駅やバス乗り場、タクシーロータリー、周辺の公共施設等への案内に配慮すること。4か国語表記や点字表記にする等、ユニバーサルデザインに配慮すること。

- ・駐車場、駐輪場

要求水準書（施設運営計画作成及び統括マネジメント業務編）Ⅱ.3.（1）.5）による。

- ・その他

敷地境界線から建物外壁面までの距離は1メートル以上確保すること。バリアフリーを考慮した計画とすること。

②駅ビル北館の敷地整備及びインフラ整備 図2, 3参照

- ・駅ビル北館敷地内に含まれる既存樹木・花壇等は全て解体撤去とする。また、敷地外であっても敷地整備に伴い、撤去・移設が必要なものについては本業務に含む。
- ・隣接するタクシーロータリーから名谷駅までの歩行者用通路を整備する。敷地内動線の検討を行い、交通局の了承を得ること。また、通路は有効幅員4m確保の上、ロータリーへの視認性及び現在の通行者動線に十分配慮し、店舗からの滲み出しを活用した開放的で心地の良い空間となるよう配慮すること。なお、歩行者用通路を敷地南東部に計画する場合は隣地境界線を跨いでもよい（名谷駅ビル及び名谷業務ビル敷地を使用してもよい）。
- ・設備インフラ（上水・下水・ガス・電気等）の引込を行うこと。インフラの引込においては名谷駅の営業等に影響なきよう、設計・工事のこと。駅系統の既設インフラルートは原則変更ができないが、新築位置により干渉する場合は移設し、駅ビル北館の新築によりインフラ増強の必要がある場合は増径及び新規引き込み工事、コマ下げ工事を行い、どちらも本業務に含むものとする。電気の引込については、電気容量の概算により、電気事業者及び引込経路にかかる道路管理者と事前に協議し、受電方法を決定すること。

③名谷駅前詰所解体撤去工事および撤去跡地の整備

- ・詰所は基礎も含めて解体撤去とする。また、敷地内樹木や外構・植栽等を含め解体撤去とする。インフラは敷地境界までを撤去とする。解体撤去後埋め戻しのうえ既設合わせのインターロッキング敷き込とする。
なお、解体撤去前の事業者によるアスベスト調査は本業務に含む。アスベストが発見された場合の撤去費用については設計変更とする。
- ・詰所の撤去跡地を駅ビル北館新築工事等の工事ヤードとして使用する場合は、当該工事完了後に仕上工事（舗装等）を行うこと。なお、工事ヤードとして使用可能な期間は駅ビル北館工事の完了までとする。
- ・現駅前詰所は駅と共用である既設インフラ（上水・下水・ガス等）からの分岐となっており、

駅ビル北館新築の掘削時にも影響すると想定される。既存駅前詰所の解体撤去の際は、解体撤去後の跡地利用も考慮してこれらの分岐箇所を移設(移設先は協議による)、撤去を行うこと。

- ・電気設備については付近のバスロータリー照明設備にも分岐し電源送りを実施しているため、支障のないように接続点までの撤去を設計し実施すること。引込についても同様に続点までの撤去を設計し、実施すること。図4参照

※バスロータリー照明設備への代替電源については別途工事にて、別引込を予定している。

④その他

- ・設計にあたっては、周辺の建物や既存埋設インフラ等への影響が極力少なくなるように配慮すること。
- ・将来の維持管理、機器更新を考慮した設計を行うこと。また、周辺との調和のとれた外観にすること。
- ・構造計算における用途係数の適用は1次設計用：1.0(1.25)、壁量：1.0(1.25)、保有耐力：1.25とする。※()はルート1、ルート2を採用した場合に限る。

(4) 成果物、提出部数等

工事ごとに作成し、提出すること。図面サイズはA3とする。全てデータおよび書面での提出とし、図面についてはCADデータも提出する。図面は二つ折り製本5部を提出する。必要図面リストについては交通局と協議し、指示があった場合は下記以外にも作成・提出すること。

1) 基本設計図書一式

- ・一般図(平面図、立面図、断面図、仕上表、仮設計画図 等)
- ・工事概算書
- ・デザイン提案書
- ・完成予想パース(名谷駅ビル2カット、駅ビル北館2カット)

2) 実施設計図書一式

- ・仕様書
- ・意匠図(一般図、詳細図 等)
- ・構造図
- ・構造計算書
- ・給排水衛生設備実施設計図(各階平面図、機器表、詳細図、系統図※消火設備も含む)
- ・空気調和・換気設備実施設計図(各階平面図、機器表、詳細図、系統図)
- ・ガス設備実施設計図(各階平面図、詳細図、系統図※「大阪ガス協議済」の確認印を押印。)

3) 積算関係図書

- ・数量計算書・集計表、数量拾い図
- ・工事内訳明細書
- ・見積書(単価根拠となる施工者見積書、刊行物等を含む)

4) 資料等

- ・工事工程表
- ・サイン計画書
- ・色彩計画書
- ・受電にかかる電力事業者等との協議書

- ・受電にかかる電力事業者等との協議書
- ・給排水衛生設備各種計算書
- ・空気調和設備各種計算書
- ・水道局，建設局下水道部，ガス事業者との各種協議書

5) 申請図書関係

- ・計画通知書・建築工事届
- ・事前届出書
- ・開発行為事前審査願書・開発申出書
- ・開発許可申請書・通知書
- ・宅地造成に関する工事の協議申出書
- ・消防用設備等設置計画届出書
- ・開発行為に係る消防水利施設の協議
- ・建築物省エネ法適合性判定の申請書
- ・建築物等緑化計画届
- ・特定施設整備計画調書
- ・建築物総合環境計画届出書（CASBEE 神戸）
- ・一定の規模以上の土地の形質変更届出書

※計画する建物の規模等により申請の要不要が異なるため，上記以外についても必要に応じて作成すること。

(5) その他

1) 図面版

図面版は下記のとおりとする。

神戸市	図面番号	A /
平成	年度	
図面リスト	縮尺	施設番号
		- -
		年 月 日作成

2) 特記仕様書等

設計図面に添付の特記仕様書等は下記を使用する。

- ・神戸市 建築工事補足標準仕様書
- ・神戸市 建築工事特記仕様書
- ・神戸市 建築改修工事特記仕様書
- ・神戸市 電気設備工事特記仕様書
- ・神戸市 昇降機設備工事特記仕様書
- ・神戸市 機械設備工事 特記仕様書
- ・神戸市 機械設備工事 特記仕様書（給排水設備工事）
- ・神戸市 機械設備工事 特記仕様書（空気調和設備工事）

- ・神戸市 ガス設備工事 特記仕様書
- ・神戸市 各柵類仕様書
- ・神戸市交通局 補足共通仕様書（高速鉄道工事1） ※名谷駅美装化・リニューアル工事にのみ適用
- ・神戸市交通局 補足共通仕様書（高速鉄道工事2） ※名谷駅美装化・リニューアル工事にのみ適用

3) 資料の支給, 貸与

支給資料：名谷駅・名谷駅前詰所図面（新築時・増築時・各種工事時）データ（PDF），名谷駅平面図データ（CAD），名谷駅電気設備竣工図（CAD），前項記載の仕様書類
 貸与資料：名谷駅図面（新築時・増築時・各種工事時）製本，名谷駅計画通知書（増築分）

2. 工事業務

(1) 基本事項

1) 業務の範囲

事業者は、本要求水準書に基づき設計業務において作成し、交通局の承認を得た実施設計図等を基に工事を行うこと。工事業務には、名谷駅美装化・リニューアル工事，駅ビル北館新築工事，名谷駅前詰所解体撤去工事，その他付随する業務（調整，報告，申請，検査等）を含むものとする。

2) 施工計画書の提出

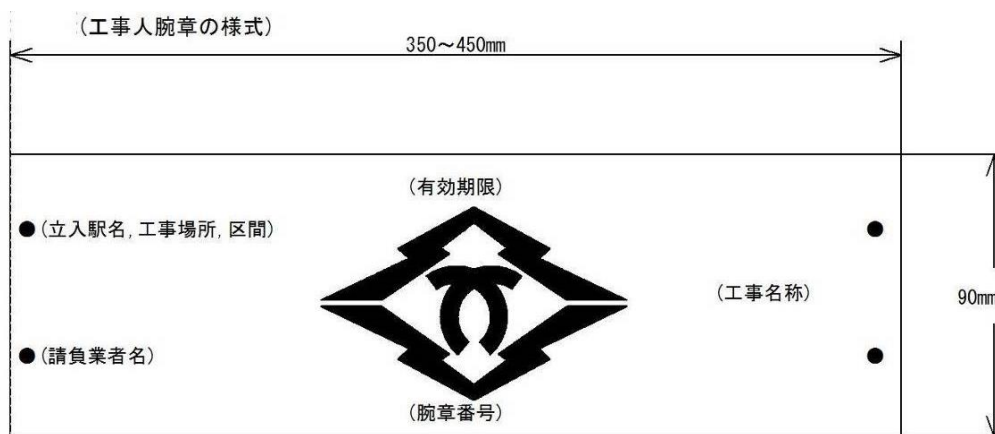
事業者は、工事業務着手前に工事工程表，施工管理計画，品質管理計画，仮設計画等を盛り込んだ施工計画書を作成し，交通局の承認を受けること。

3) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は、施工計画書に基づき定期的に交通局に対して工事業務の進捗状況の報告を行うとともに、書類・図書等を交通局に提出すること。

4) 腕章の着用

責任者の明確化を図るため、現場代理人等は下記に示す腕章を作成し，着用すること。



() は必要に応じて記載し、白地・黒文字・かい書を標準とする。

(2) 基本方針

1) 施工計画・施工体制の妥当性

交通局の要求する工事完了時期に合わせ，確実に工事が完了する確実性，妥当性の高い施工計画・施工体制とすること。

施工期間中における名谷駅利用者や従業員，地域住民等の安全確保を行うこと。また，列車運行に影響のない施工計画とすること。

各種施工に伴う名谷駅利用の影響及び周辺地域への影響（騒音，振動，粉塵，車両通行等）を極力少なくするように配慮すること。

性能，工期，安全等を確保するように，責任が明確な体制を構築するとともに，品質管理体制に配慮すること。

工事車両に関して，駅ビル北館新築工事および名谷駅前詰所解体撤去工事の資材搬出入路等は北側バスロータリーの一部及び北側道路の分離帯の一部を開放し，経路として使用することを想定している。搬出入は9時以降可能とする。その際支障となるものの仮撤去・復旧及び安全対策は本業務に含む。搬出入経路の計画全般については交通局，道路管理者，警察等との協議・許可を必要とする。

2) 環境負荷低減への配慮

事業者は，本業務の実施にあたり，環境保全対策を講じること。

施工段階においても，環境負荷の低減に貢献するよう，廃棄物の削減等に配慮すること。

3) 工事の開始

事業者は，交通局の承諾を得た実施設計図書を基に，工事着手前に行うべき申請・手続きを行ったのち，工事に着手すること。

4) 責任施工

事業者は，性能を発揮するために必要なものは，事業者の負担で施工すること。

5) 施工前の許認可

施工にあたって，事業者が必要とする許認可等については，事業者の責任と費用負担において行うこと。また，交通局が関係官庁への申請，報告，届出等を必要とする場合，事業者は書類作成及び手続き等について事業スケジュールに支障が無いよう実施及び協力するものとし，その費用を負担すること。

(3) 要求水準

1) 一般要件

- ・事業者は，名谷駅美装化・リニューアル工事，駅ビル北館新築工事，名谷駅前詰所解体撤去工事に伴う工事一式を実施すること。
- ・事業者は，工事に際し，既存物の移設が必要となる場合には，交通局と協議し，事業者の負担によりこれらを移設し，速やかに機能回復等を行うこと。ただし，交通局が機能回復等を不要としたものについてはこの限りではない。

2) 現場作業日・作業時間

①名谷駅美装化・リニューアル工事

・作業時間

柵外（ラチ外）については日中工事（日中工事：8:30～17:30（整理清掃後片付け含む）），柵内（ラチ内：プラットホーム等）での工事については夜間工事（夜間（深夜）工事：終電後～翌 4:30）を基本とする。ただし通路を確保し仮囲い等を設置することにより，利用者や列車運行に支障が無いことを交通局と協議したうえで問題がなければ

日中工事として良い。大きな騒音・振動を伴う作業は、事前に交通局と十分に調整のうえで行うこと。

・現場作業日

原則として行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。やむを得ず休日作業を行う場合は、事前に交通局の承諾を得た上で作業を行うこと。夜間作業においても同様とする。

②駅ビル北館新築工事

・作業時間

日中工事（日中工事：8:30～17:30（整理清掃後片付け含む））を基本とする。ただし、資材の搬出入等、通行人等に著しい影響を与える恐れがある作業については交通局と協議の上作業時間を決定する。大きな騒音・振動を伴う作業は、事前に交通局と十分に調整のうえで行うこと。

・現場作業日

原則として行政機関の休日に関する法律に定める休日に作業は行わない。やむを得ず休日作業を行う場合は、事前に交通局の承諾を得た上で作業を行うこと。夜間作業においても同様とする。

③名谷駅前詰所解体撤去工事

作業時間および現場作業日は②駅ビル北館新築工事と同様とする。

3) 工程管理及び施工管理

- ・事業者は、工事を円滑に進めるため、関連工事との調整を行うこと。
- ・事業者は、質の向上に努め、交通局に対する工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を行うこと。
- ・各検査により補修工事及び追加工事が必要になった場合、自己の負担において行うこと。各検査の手続き及び補修工事その他追加工事は、事業者が行うものとし、これらに要する費用は事業者の負担すること。

4) 安全性の確保

- ・工事の実施にあたっては、名谷駅利用者、近隣住民等に対する安全確保を最優先するとともに、列車運行や工事の安全確保を徹底し、事故防止に努めること。
- ・工事期間中は、交通誘導員を配置するなど、事業者の責任で安全性の確保に配慮すること。駅ビル北館工事の搬出入出入口付近には工事時間中2名を常駐とすること。列車運行の安全確保が必要となる場合は当局基準に基づく資格認定を受けた列車監視員を配置すること。
- ・仮設計画を検討の際は、現在の通行人等の動線に配慮した計画とすること。

5) 非常時・緊急時の対応

- ・事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、事業者はあらかじめ交通局と協議のうえ、緊急連絡体制を確立すること。また、事故等が発生した場合は、緊急連絡体制に従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じること。

6) 近隣対策等

- ・事業者は、自己の責任において、騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通

渋滞その他により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。

- ・工事着手前に近隣説明，お知らせビラの配布を行うこと。説明・配布方法及び範囲は交通局との協議により決定する。

7) 工事現場の管理等 図5参照

- ・事業者は，現地に工事用看板等により，工事概要，施工体系図，緊急連絡先等を掲示すること。
- ・事業者は，善良なる管理者の注意義務をもって，上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行うこと。
- ・使用する場所は必要最小限の大きさとし，名谷駅ビルの運営に支障のない範囲とすること。

8) プラットホーム及び軌道上での作業

・線路閉鎖

軌道上にかかる作業については線路閉鎖手続きが必要となる。プラットホーム上での作業のみなら線路閉鎖は不要。手続きは交通局職員で行うが，施工日についてはあらかじめ調整し，交通局の了承を得ること。

・検電・接地

軌道停電後（1:20頃）に事業者が検電・接地作業を行うこと。検電・接地作業については事前に交通局が実施する講習を受講すること。また，検電・接地器具については交通局から貸与する。

・架線の防護

架線付近（架線から1.5m以内），架線上部での作業の場合は，架線に防護管を設置すること。

・危険表示灯等の設置

軌道内及びプラットホームでの作業では，軌道内作業場所又はプラットホーム両端及び接地器具設置場所に危険表示灯等（赤色に発光し，光源が回転または点滅するもの）を設置すること。

・その他

名谷駅には令和3年度に可動式ホーム柵が設置予定である。

9) 工事検査

- ・事業者は，工事完了後，事業者側検査員による工事検査を行い，設計図書，施工計画書，工事監理計画書の内容を満たしていることを確認すること。
- ・事業者は，完成検査に必要な工事完成図書を作成し，交通局に提出すること。
- ・工事検査後，完成図（竣工図），完成引継ぎ品（鍵，取扱説明書，保証書，補修用仕上材等）を交通局に引き渡すこと。なお，その際，注意事項等について説明すること。

10) その他

- ・施工中は，「I. 総則 4. 遵守すべき法規制等」によるほか，「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い，工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努めること。
- ・工事の安全確保に関しては，「建築工事安全施工技術指針」を参考に，常に工事の安全に留意し現場管理を行い，災害及び事故の防止に努めること。また，工事に伴い発生する廃

棄物等（発生材）のリサイクル等，再資源化に努めるとともに，再生資源の積極的活用に努めすること。

- ・工事現場の安全衛生に関する管理は契約書に定めるところにより，現場代理人が責任者となり，建築基準法，労働安全衛生法，その他関係法規に従って行うこと。
- ・工事用車両の出入りに対する交通障害，安全の確認等，周辺の危険防止に努めること。
- ・天気予報などに注意を払い，常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立すること。
- ・事業者は，工事現場の環境改善（イメージアップ）を図るため，仮囲い等を利用し，地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めること。仮囲い等にはリニューアル後のパース（完成イメージ）を掲示すること。

3. 工事監理業務

(1) 基本事項

1) 業務の範囲

事業者は，工事監理者を設置し，設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い，定期的に交通局に対して工事及び工事監理の状況を報告すること。工事監理業務は，その他付随する業務（調整，報告，申請，検査等）を含むものとする。

2) 監理業務計画書の提出

事業者は，工事監理業務着手前に，工事監理体制その他工事監理方針について記載された監理業務計画書を作成し，交通局に提出し，承諾を受けること。

3) 業務の報告及び書類・図書等の提出

事業者は，業務計画書に基づき定期的に交通局に対して工事及び工事監理業務の進捗状況の報告を行うとともに，監理業務報告書（施工進捗写真含む）を交通局に提出すること。

(2) 基本方針

設計段階から，施工，施設の引渡しまでの期間において，交通局，設計者及び施工者との調整を適宜行い，事業期間内に確実に工事が完了するよう，工程管理を行うこと。

また，工事に必要な機能・品質が確保されるよう対策を講じること。

(3) 要求水準

1) 一般的要件

- ・事業者が選任した工事監理者は，工事の適切な監理に必要な業務を行うこと。
- ・事業者は，監理業務計画書に基づき，自主的に工事監理記録等の内容を検査し，その結果を交通局に報告すること。
- ・工事監理者は，交通局に対し工事監理の状況を報告し，交通局の確認を受けること。ただし，この確認は，施工の状況，水準に関して交通局が認証したことを意味するものではない。また，工事監理者は，交通局が要請したときには，工事施工の事前及び事後報告，施工状況の随時報告を行うこと。
- ・事業者は，工事完了時には，完成検査を行うこと。
- ・工事監理業務共通仕様書（委託契約用）第2章に基づき工事監理業務を行うこと。

2) 工事検査

- ・事業者は、工事検査を実施し、工事監理を行う構成企業から検査員を選定する。
- ・事業者は、工事検査の実施については、事前に交通局に通知する。
- ・交通局は、事業者が実施する工事検査に立ち会うこととする。

3) その他

本要求水準書に記載無き事項については、下記の基準によるものとする。

- ・工事監理業務共通仕様書（委託契約用）
- ・建築工事監督要綱
- ・神戸市工事監督規程
- ・工事監督員の手引き
- ・工事監督のチェックリスト

上記の資料については、下記 HP に公開されている最新版を適用すること。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a03026/business/todokede/jutakutoshikyoku/kenchiku/koujikanri.ht](https://www.city.kobe.lg.jp/a03026/business/todokede/jutakutoshikyoku/kenchiku/koujikanri.html)

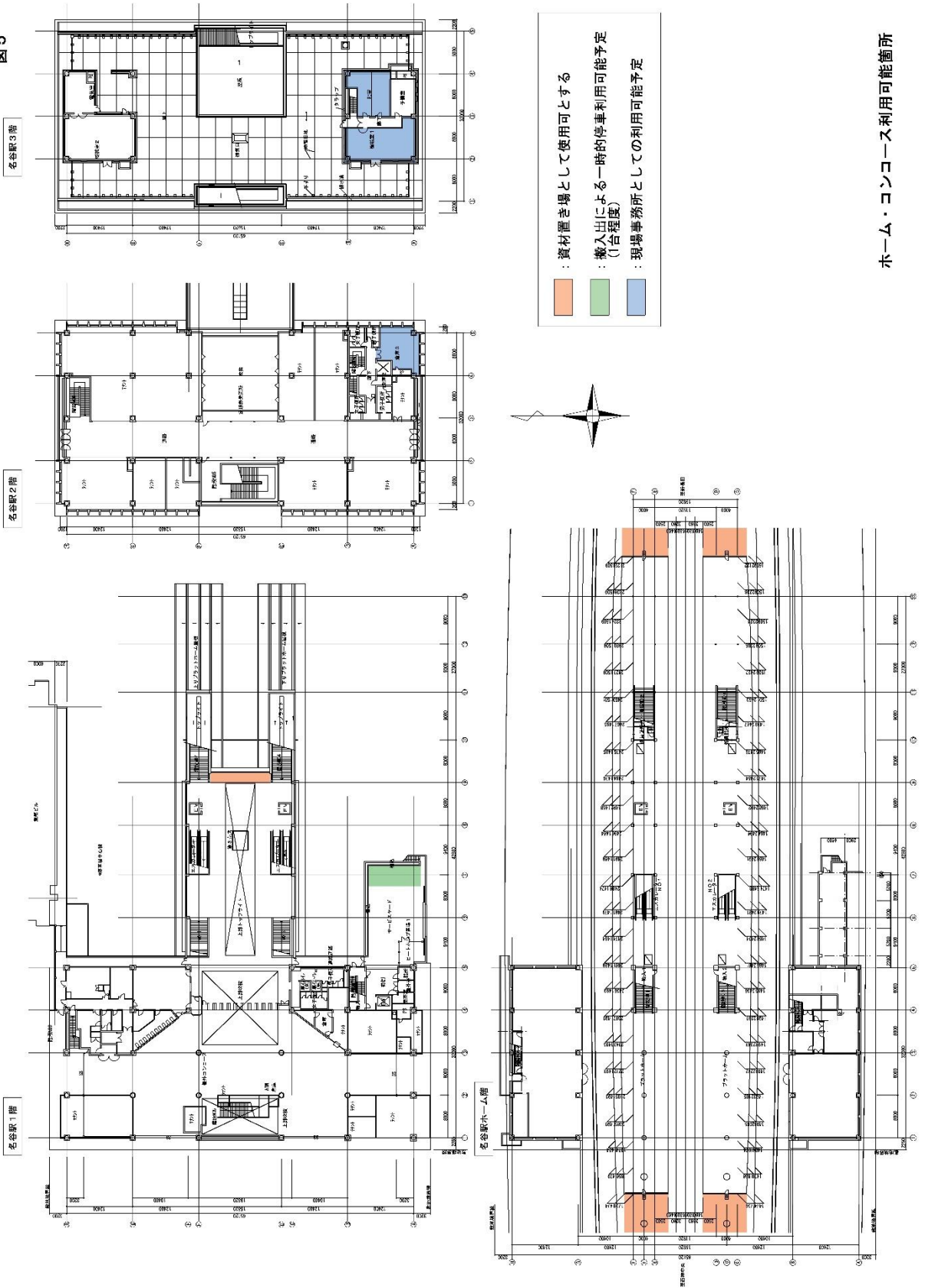
[ml](#)

図 4



高低圧引き込経路図

図 5



ホーム・コンコース利用可能箇所

表 1

設計・工事の事業対象表			
	区分	本事業対象	備考
建築 工事	駅構内改造工事 (店舗外周、電気室設置工事含む)	○	既存施設撤去、駅構内施設(看板含む)改造および駅全体に係る防災設備工事
	店舗内装工事		
	店舗内什器類		
	店舗外装工事		防火区画形成・店舗区画形成は本事業対象
	防火防煙シャッター	○	
	防火防煙シャッターボックス外装仕上	○(表装仕上は対象外)	
	通路(コンコース含む)の床・壁・天井	○	
	通路(コンコース含む)壁面点検口・天井点検口	○	設置位置はテナント等と協議
	店舗区画内壁面点検口	○	設置位置はテナント等と協議
	通路(コンコース含む)の排煙垂れ壁	○	
	地下鉄サイン工事	○	全体のサイン計画含む
	パブリックスペース(イベントスペース)仕上	○	
	共用部一般トイレ	○	
	ゴミ置き場	○	
	設備 工事	店舗用換気設備(給気)	○ (基幹設備～店舗内突出、 区画貫通まで)
店舗用換気設備(排気)		○ (基幹設備～店舗内突出、 区画貫通まで)	内装設計に起因する設備の変更、または基準容量の増強工事は本事業に含む
店舗用給水設備		○ (基幹設備～店舗内突出、 区画貫通まで)	内装設計に起因する設備の変更、または基準容量の増強工事は本事業に含む
店舗用排水設備		○ (基幹設備～店舗内突出、 区画貫通まで)	内装設計に起因する設備の変更、または基準容量の増強工事は本事業に含む
水道メーター		○	
店舗内排煙設備		○ (基幹設備～店舗内突出、 区画貫通まで)	内装設計に起因する設備の変更、または基準容量の増強工事は本事業に含む
店舗用空調設備		△ (室外機～室内機間は配管 配線は含む。ドレン管は整 備)	室外機置場および配管配線経路の確保は本事業に含む
店舗用スプリンクラー		○ (基幹設備～ 店舗内ヘッド設置まで)	店舗区画面積に対して必要なヘッド数を設置
店舗内消火器		○	
パブリックスペース(イベントスペース)		○	
共用一般トイレ		○	
電気 工事	エレベーター、エスカレーター	○	
	受変電設備	○	
	電灯・動力設備	○ (基幹設備～基準容量での区画内 分電盤[含まず]まで)	内装設計に起因する設備の変更、または基準容量の増強工事は本事業に含む
	内装工事前仮設電源	○ (1カ所設置)	
	非常放送設備	○ (法定基準設備まで)	
	音響設備用カッターリレー	○ (基幹設備～店舗内突出、 区画貫通まで)	
	自動火災報知設備	○ (法定基準設備まで)	
	誘導灯および非常照明	○ (コンコース通路部)	
	電話回線	○ (基幹設備～店舗内突出、 区画貫通まで)	
	その他通信回線(光、USEN等)	○(基幹設備～店舗内突 出、区画貫通まで)	管路のみ
	パブリックスペース(イベントスペース)仕上	○	
	共用一般トイレ	○	